

# 「高校生の進路保障に 対する取り組み」

～企業トップクラス層を対象とした「人権問題研修会」～

滋賀県進路保障推進協議会  
事務局長 桜本 義人

滋賀県  
進路保障  
推進協議会  
とは？

## 進保協とは

**人権の視点に立ち、県行政や労働行政・関係諸団体と連携しながら、同和地区出身生徒・学生をはじめとするすべての生徒・学生等の進路保障上の問題に関わって取り組んでいる組織。**

## 進保協の目指すところ

**「すべての生徒・学生等の  
進路保障」と  
「差別がなくなり、  
公正採用選考が行われること」**

「就職する」ということは  
人生や将来の生活に関わる大きな決定  
⇒ 「職業選択の自由」が保障



差別や不適正な選考方法で  
将来への歩みが閉ざされたり曲げられた  
ら、  
きわめて重大な問題。

滋賀県進路保障推進協議会

5

「進路保障」とは、

- ✖ 単に生徒の行き先を斡旋
- 「差別の現実に深く学ぶ」という人権・同和教育の視点を踏まえながら、「将来の生活」をどう保障していくのかという「教育総体の営み」

滋賀県進路保障推進協議会

6

# 進保協の原点とは？

滋賀県進路保障推進協議会

7

1975年

## 部落地名総鑑差別事件



全国の被差別部落の名前、所在地、  
住民の職業などを記載した「部落地名総鑑」  
8種類が出版

8

1975年

## 「部落地名総鑑差別事件」



「部落地名総鑑」を名だたる大企業など  
200社以上が購入

9

1975年

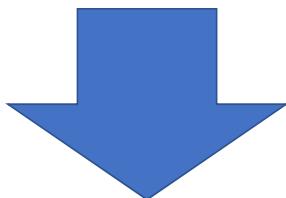
## 「部落地名総鑑差別事件」



採用選考で、同和地区出身者を**排除**、  
**就職差別を補完**することを  
目的として利用

10

# 差別があかん理由



合理的根拠なし・  
偏見でしかない

11

差別の問題は、  
差別される側ではなく、  
差別をする方に  
非がある！

12

**個人の尊厳を損ね  
社会から排除される  
そんなことは  
あってはならない！！**

13

1977年

**滋賀県進路保障  
推進協議会**

**設立**

14

**滋賀県進路保障推進協議会とは**

**運動団体**

**研究団体**

**学校団体**

**労働行政**

**などの24の組織で構成される協議会**

15

**滋賀県進路保障推進協議会とは**

**多角的な視点から**

**就職差別撤廃に向けて**

**活動している組織**

16

# 進保協は他都道府県にはない



## 滋賀県独自の取組 滋賀県独自の組織

滋賀県進路保障推進協議会

17

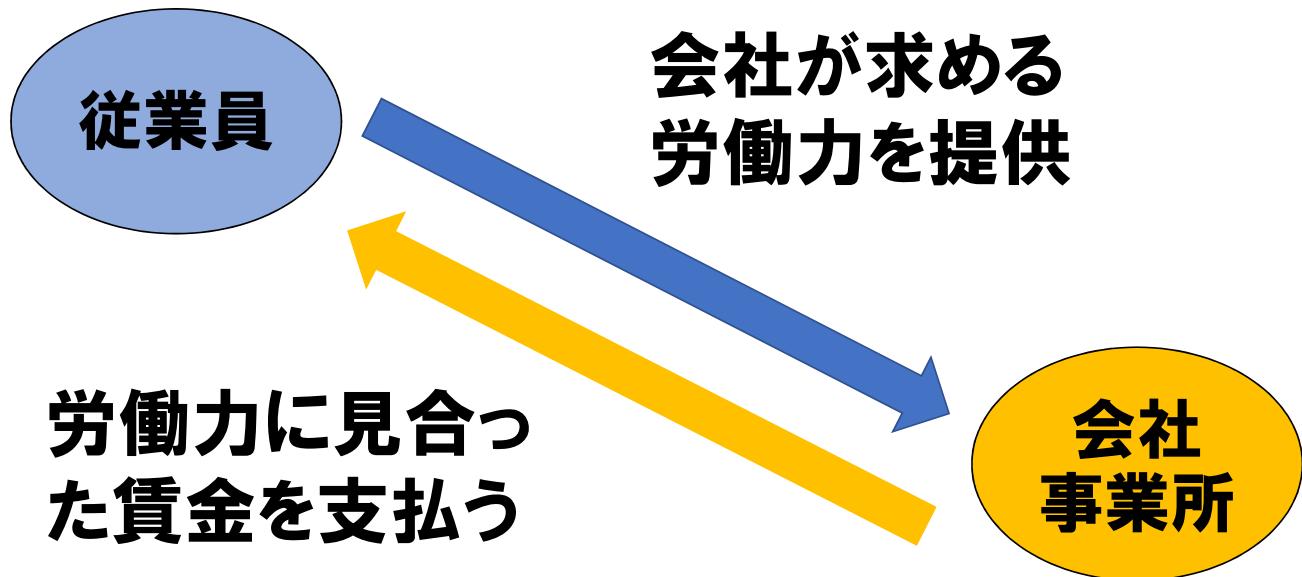
## 進保協の具体的取組

- ・高校生等への啓発・講演
- ・不適正事象への対応
- ・就職選考試験報告書の精査
- ・夏季企業研修

滋賀県進路保障推進協議会

18

# 本来、仕事とは



滋賀県進路保障推進協議会

19

仕事に就く(就職する)ための  
採用選考では

仕事をするにあたっての  
**能力・適性のみ**  
で判断されなければならない

滋賀県進路保障推進協議会

20

# 採用選考時の面接

仕事をする上での**能力・適性**に関係のない

**本人に責任のない事項**

**本来自由であるべき事項**

は質問してはならない

滋賀県進路保障推進協議会

21

2021年度の採用試験報告書によると

のべ2019名が受験

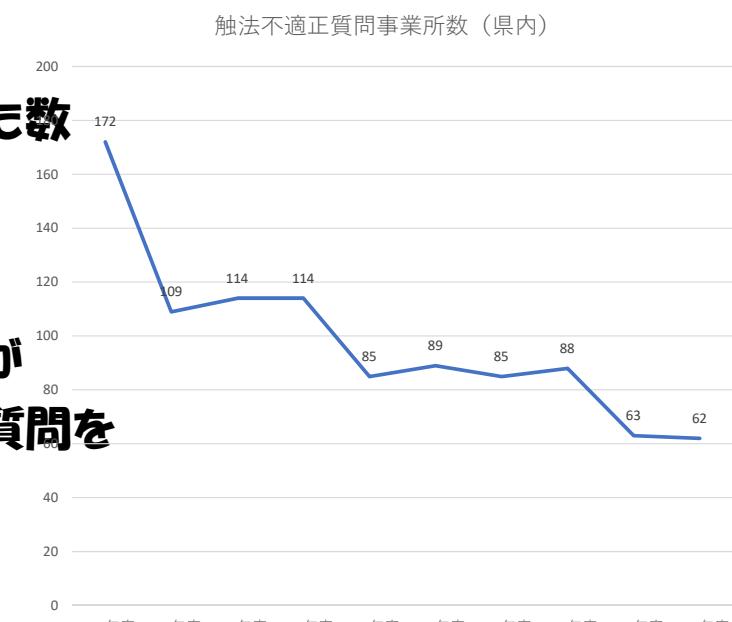
法に抵触する質問も受けた数

(県内・県外全事業所)

のべ137名

約15人に1名が

法に抵触する不適正質問を  
受けている現状



滋賀県進路保障推進協議会

22

# 不適正質問の行う可能性のある事業所

- ・県外の事業所で就業場所も県外
- ・就業場所は県内だが、本社が県外
- ・採用ありきの面接試験
- ・初めて、久しぶりに高卒求人を出した

# 不適正質問以外の不適正事象

特に、近年目立ってきている不適正事象が

## 内定後の提出書類

に関する不適正事象です

## 不適正質問は法的に禁止されていますが、 内定後の書類に関してはグレーゾーン

ですが、厚労省も  
「面接時に情報収集してはならないものは、  
基本的には内定後も合理的な理由なく  
収集してはならない。」  
というような見解を示しています。

## 内定後の提出書類

入社承諾書  
もしくは  
入社保証書

基本的には、上記以外の書類は  
内定後でも求めないようにお願いしま  
す。

## 【新規高卒者就職選考のルール】

- ・ 書類のみの選考禁止(⇒ 対面面接)
- ・ 事前選考の禁止(応募前職場見学含む)
- ・ 二段階・三段階等の多段階選考禁止
- ・ 採用スケジュール(応募、選考等の時期)厳守
- ・ 応募書類(近畿高等学校統一用紙のみ)
- ・ 生徒と事業所の直接連絡禁止  
(連絡は必ず学校を通す)
- ・ **一人一社制**
- ・ **指定校制(滋賀県独自)**
- ・ **3倍枠(滋賀県独自)**

## 【新規高卒者の就職】

**連絡等は学校を通して  
基本的に本人との接触・連絡はで  
きず、学校を通しての連絡とする。  
内定後も同様。**

## 【 新規高卒就職 】

進路計画・履歴書指導・  
希望事業所調査・校内選考



応募事業所の決定・模擬面接



採用選考

29

## 高校生にとっての就職選考試験

自分の将来を  
切りひらく第1歩

今後の人生を左右する  
重要かつ重大なイベント

**公平公正な採用選考  
差別のない社会の実現  
に向けてご協力をお願いいたします。**

滋賀県進路保障推進協議会

31

**ご清聴ありがとうございました**

32